皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の愛媛県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十九日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

松山空港御着

愛媛県美術館

お泊所　松山全日空ホテル

第二日　九月三十日

砥部町役場

愛媛県総合運動公園陸上競技場（国体総合開会式場）

お泊所　松山全日空ホテル

第三日　十月一日

道後温泉本館

愛媛県庁

愛媛県武道館

松山空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日九月二十九日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

松山空港御着

お泊所　松山全日空ホテル

第一日九月二十九日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌三十日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

松山空港御着

愛媛県総合運動公園陸上競技場（国体総合開会式場）

愛媛県総合運動公園陸上競技場以下当初の第二日の御日程に同じ。

第二日九月三十日国体総合開会式場が松山全日空ホテルに変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

松山全日空ホテル（国体総合開会式荒天会場）

官庁発表

国家試験

第103回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第103回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

平成29年8月30日

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験期日　平成30年2月24日（土曜日）及び同月25日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

3　試験科目

必須問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

実務

一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

薬学実践問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

実務

4　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　薬剤師法第15条第1号の規定に基づく受験資格　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）（以下「6年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（平成30年3月20日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　薬剤師法第15条第2号の規定に基づく受験資格　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年4月1日以降に、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

⑶　薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第2条及び第3条の規定に基づく受験資格

ア　改正法の施行日（平成18年4月1日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第1号に該当する者

イ　施行日において、旧薬剤師法第15条第2号に該当する者

ウ　施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第1号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものを除く。）（以下「4年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者を除く。）

エ　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第1条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第15条第1号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）様式第7により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省本省又は薬剤師国家試験運営本部事務所若しくは薬剤師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は薬剤師国家試験運営本部事務所若しくは薬剤師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒（受験票送付用）　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの。

イ　4の⑴及び⑶ア、ウに該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成30年3月20日（火曜日）午後2時まで（郵送により提出する場合には必着）に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

ウ　4の⑵及び⑶イに該当する者が提出する書類　薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（薬剤師国家試験運営本部事務所又は薬剤師国家試験運営臨時事務所に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　4の⑶エに該当する者が提出する書類

㋐　事前に受験資格認定されている場合　薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について（平成17年12月26日付け薬食発第1226003号厚生労働省医薬食品局長通知）（以下「局長通知」という。）に基づく薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（薬剤師国家試験運営本部事務所又は薬剤師国家試験運営臨時事務所に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）及び履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）